

筆界特定制度の特色

筆界調査委員という外部の専門の調査機関が職権で資料を収集し調査を行う。

当事者同士に争いがなくとも筆界特定申請ができる。（当事者対立構造となっていない）

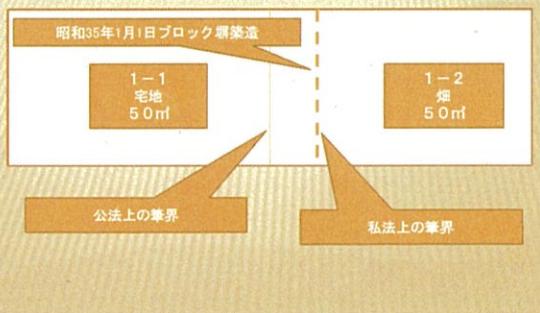
外部の専門家である筆界調査委員を関与させることから、筆界調査委員の知識及び経験を生かした適正な判断ができる。

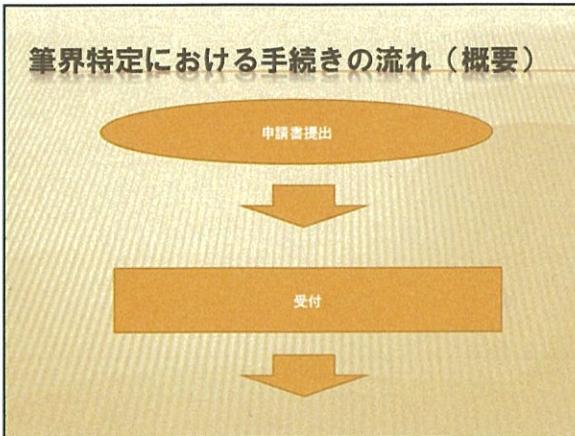
筆界特定の対象となる筆界

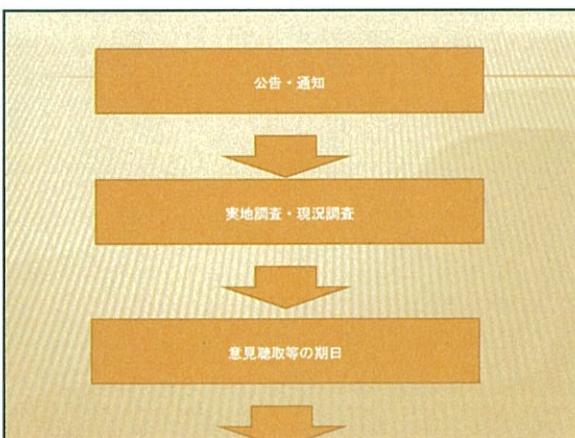
不登法第123条第1項

「表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記されたときにその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」

公法上の筆界と私法上の筆界









筆界調査委員について

筆界調査委員の地位

非常勤の国家公務員となる。

守秘義務の適用がある。

国家公務員としての地位を利用した選挙運動はできない

筆界調査委員の任命等について

筆界調査委員は、その職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有するもの内から、法務局の長が任命する。（不登法第127条第2項）

要件

職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する
欠格事項に該当しないもの

土地家屋調査士
司法書士
弁護士

欠格事項

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

弁護士法、司法書士法及び土地家屋調査士法の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、司法書士及び土地家屋調査士会からの業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しない者

公務員で懲戒免職の処分を受け、その日から3年を経過しない者

任期

筆界調査委員の任期は2年とされているが、再任されることができる
(不登法第127条第3項及び第4項)

筆界調査委員の職務

筆界調査委員は、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出することを職務とする。(不登法第127条第1項)

可能な調査

土地の測量、実地調査、事情聴取、資料収集
意見聴取等の期日における、申請人及び関係人に対する質問

調査報告書の作成、提出

意見書の作成、提出

筆界調査委員の心構え等

筆界調査委員の心構え

1 公正性及び奉仕の精神

2 主体的意識

留意事項

- 1 職務上知り得た個人の秘密の保持
- 2 情報の適正な管理
- 3 適正かつ迅速な処理



ご清聴ありがとうございます。
